

感染防止対策指針

医療関連感染に対する基本的考え方

医療関連感染は、患者にとって身体的、精神的、経済的な多くの不利益を被ることとなる。加えて医療施設側にとっても、人的、経済的に医療財源を圧迫し、結果的に医療の質そのものを低下させる。したがって、医療関連感染防止に留意し、異常発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息をはかることは、医療安全対策上および患者サービスの質を保持する上で重要なものと考えられる。そのためには、当院においてもその対応策を講ずることが重要である。ここでは、その基準となる指針を示す。

感染制御策のための指針

1. 院内感染対策マニュアル

- 1) 院内感染対策マニュアルは、施設全体で活用、実践できる総合的な感染制御指針を作成し、必要に応じて部門ごとの特異的対策を盛り込んで準備する。
- 2) マニュアル改訂の際は、サーベイランス結果や現場からの要望、コスト効率化、業務改善などを念頭に実施する。
- 3) マニュアルの内容を病院職員へ周知する。

2. 感染制御のための委員会およびチーム活動に関する基本的事項

1) 院内感染防止委員会 (Infection control committee, ICC)

院長直属の諮問機関である。院内感染管理のための方針作成と、最終の決定機関としての役割を持つ。ICCの主な活動は下記の通りである。

- (1) 全病院的施策の検討と病院長への答申
- (2) 感染対策の遵守のための指導・監視
- (3) 感染制御チームを中心とした方針内容、年間計画、戦略、実践的活動に関する助言する。

2) 感染制御チーム (Infection control team, ICT)

院内感染対策の実働部隊とし活動する。ICTの主な活動内容は下記の通りである。

- (1) 医療関連サーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
- (2) 職業感染防止と針刺し切創などへの対応
- (3) 院内感染マニュアルの作成および対策
- (4) アウトブレイクの把握および対策
- (5) 抗生剤適正使用に関する調査および対策
- (6) 手指衛生実施状況に関する調査および対策
- (7) 感染対策に関わる環境整備および評価、改善、指導を実施
- (8) 定期的な院内ラウンドによる評価、改善、指導を実施
- (9) 職員研修の計画、実施。

3. 職員教育に関する基本指針

- 1) 職員個々の感染対策に対する知識の啓発、安全に業務を遂行するための技能、チーム医療の一員として意識の向上を図るため、職員教育（集団教育と個人教育）の企画遂行を積極的に行う。
- 2) 職員に対して医療関連感染対策に対する基本的な考え方、方針、マニュアルを周知徹底させる。
- 3) 職員研修は、感染制御チームが主体となり、就職時の初期研修を年1回4月に、病院全体での院内感染に関する内容について6月～7月及び10月～11月の年2回以上全職員を対象に開催する。また、院内講師による研修の場合、同じ内容の研修を複数回行うなど受講機会の拡大に努める。必要に応じて各部署、職種ごとの研修についても随時開催する。
- 4) 研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目など）または外部研修の参加実績（受講日時、研修項目など）を記録・保存する。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本指針

院内で発生した感染症の状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な院内感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

- 1) 伝播力が強く院内感染対策上問題となる各種感染症のサーベイランスを実施する。
- 2) 外来・入院病棟におけるインフルエンザ迅速検査患者数および陽性患者数のサーベイランスを実施する。
- 3) 薬剤耐性菌のサーベイランスを実施する。

5. アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本指針

- 1) 各種サーベイランスをもとに院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速に対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- 2) 臨床検査科では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行い、疫学情報を日常的に感染防止委員会および臨床側へフィードバックする。
- 3) アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員に報告する。
- 4) 必要に応じて外部より協力と支援を要請する。
- 5) 報告の義務付けられている疾患が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針の内容に関して患者との情報共有に努め、患者やその家族から閲覧の要望があればこれに応じる。

7. 地域との連携に関する基本方針

中河内地域感染防止対策協議会に参加し、地域の感染症発生状況や感染症対策の報情収集および意見交換などを通じて、地域の医療機関と連携することで、安全な医療環境を整え、有効かつ適切な感染防止対策を講じる。

8. その他の院内感染対策の推進のための基本方針

- 1) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- 2) 職員は、自ら院内感染源とならないよう、定期健康診断を年2回受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザの予防接種に積極的に参加する。
- 3) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、个人防护具の使用、リキャップ禁止、安全装置付き器材の使用、真空採血管ホルダーの利用、職業感染の防止に努める。

(付則)

本指針の内容については、感染防止委員会で検討・協議したのち追加・改訂される。

2012年12月1日 制定

2021年2月1日 改訂